

ふじさん得々クーポン提携店募集要項

1. 事業の目的

富士商工会議所では、会員事業所が相互にサービスを提供することで、事業活動の一助としていただく会員サービス事業「ふじさん得々チケット」を運用してまいりました。

本年度より、利用者の利便性を向上させるため、紙チケットからスマホクーポンに変更すべく準備を進めてきたところですが、この度の新型コロナウイルスの感染拡大に伴って危機的状況にある事業所を応援する仕組みとして、本事業を活用する事といたしました。

2. 事業の概要

- ・提携店情報とサービスメニューをクーポンサイトに掲載します。閲覧されたお客様が、スマホクーポンを提示されたら用意したサービスを提供いただく簡易な方式です。
- ・当所が提唱するBUYふじアクション[地元での買い物・飲食・特産品の活用]、商店街、富士ブランド、飲食店応援事業、各種団体とも連携して、バックアップします。
- ・緊急支援プロジェクトの期間中は、会員以外の事業者も参加できますので、店舗を有する事業者の方は、業種に関係なくお気軽にご参加ください。
- ・多くのお客様に応援して頂けるように特別なサービスメニューをご提供ください。

3. 提携店のメリット

- (1)会員事業所（従業員・家族）を中心とした優良顧客の利用が見込まれます。
- (2)会議所のネットワークを活かして、関係機関や一般市民にもPRします。
- (3)公的団体によるサービスメニューとして安心感があり、口コミ効果も期待できます。

4. 実施方法

- (1)事業名称 「ふじさん得々クーポン」（新型コロナウイルス感染症対策）
- (2)実施団体 富士商工会議所（以降「会議所」という）
- (3)実施方式 スマートフォンによるクーポン画面提示方式（以降「クーポン」という）
- (4)事業期間 令和2年6月15日（月）～令和2年9月30日（水）
- (5)参加資格 ①営業許可等を取得して、富士市内で店舗を有する事業者であること。
②感染症拡大防止のために必要な措置を講ずること。
③反社会勢力（暴力団等）に該当しないこと。
- (6)参加費用 無料
- (7)広告宣伝 クーポンサイト、会員向け会報誌、新聞広告掲載、チラシ配布ほか

5. 提携店における取扱方法

- (1)お客様がクーポンを提示されたら、提携いただいたサービスをご提供ください。
- (2)本事業で提供するサービスについて、従業員への周知を徹底してください。
- (3)サービス提供時には、感染症の対策も含めて衛生面に十分注意してください。
- (4)利用実績数を集計してください。事業終了時に利用実績を報告していただきます。

6. 取扱店申請手続きについて

(1)申請方法

募集要項に同意の上、申込フォームから申請してください。申込ページ→



(2)サービスメニュー

新型コロナウイルス感染症対策として、お客様に応援していただくプロジェクトです。
お客様が応援したくなるような特別なサービスメニューをご提供ください。

(3)参加費用

提携店の参加費用は無料です。

(4)提携申請書の提出先

富士商工会議所 振興課 FAX (0545) 5 2 - 9 7 9 6

(4)申請期間

令和2年5月18日(月)～6月5日(金)

(5)その他

- ①申請された提携店は、クーポンの使えるお店としてクーポンサイトに掲載します。
- ②WEBに掲載するサービス内容は、提携店の申出により随時変更できます。
- ③店舗が複数ある場合は、クーポンが使えるお店を全て記載して下さい。ただし、サービス内容が異なる場合は個別に申請が必要です。
- ④募集要項に違反する行為があった場合、提携店登録を取り消す場合があります。
- ⑤下記の誓約事項に同意の上で、お申し込みください。
- ⑥本事業に適さないと判断される場合、参加できない場合があります。
- ⑦本事業は会員事業所を支援する事業として継続して実施してまいります。
期間終了時点で会員でない事業所は、会員となることで継続して参加できます。

【 誓約事項 】

1. 本事業の実施期間中は提携店として事業に参加します。
2. 募集要項に記載されている内容に同意して遵守します。
3. 苦情等が生じ、店舗側の責に帰すると認められる場合、自ら解決に努めます。
4. クーポンの取扱いに関して改善要請等があった場合には、それに従います。
5. 店舗情報の公表(クーポンサイト、チラシ等への掲載)について同意します。
6. 提携店登録にあたっての参加資格をすべて満たしています。
7. サービス提供時には、感染症の対策も含めて衛生面に十分注意します。

事務局：富士商工会議所 振興課 TEL (0545) 5 2 - 0 9 9 5

